

地公退エース

No. 144
2019. 10. 1
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F
地方公務員退職者協議会

03-3262-5546

財政検証結果をうけ、年金制度の改善めざろう

厚生労働省は、八月二七日、公的年金制度の将来見通しを示す財政検証結果を公表した。それによると、経済成長と労働参加が順調に進む場合、モデル世帯の年金額は現役男子の平均収入の五〇％を確保できるが、経済成長と労働参加がそれほど進まないケースでは、五〇％を下回ると試算された。

また、財政検証とあわせて実施されたオプション試算の結果をもとに、今後年金改革にむけた議論が進められ、来年の通常国会に改正法案が提出される予定だ。安心・安定の年金制度改革をめざして、年末にむけ取り組み強化が求められている。

支え手の減少と高齢者の急増で抜本改革へ

日本の年金制度は、「賦課方式」で運営されており、現役世代が支払った保険料と国庫負担等を財源として、そのときの年金受給者への給付にあてられる「仕送り方式」を採用している。

二〇〇四（H一六）年、年金の支え手の減少と高齢者の増加が見込まれる中、年金制度の抜本的な改革が行われた。厚生年金の保険料率の上限が一八・三％に固定され、基礎年金国庫負担が二分の一に引き上げられた。これにより上限を固定された保険料と国庫負担を財源とする収入の範囲内で、高齢者の年金給付をまかなうこととなった。収支不足が生ずる場合は、積立金を活用して後世代の給付に充てることが決められた。また、将来、年金財政が悪化して積立金が不足する事態に備え、財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）が導入された。

五年ごとの財政検証で長期の年金財政を点検

公的年金の給付と負担のバランスは、人口構成や社会・経済情勢によって年々変化する。そこで、最新の人口動態や経済の状況を反映した、長期にわたる財政収支の見通しを点検するために、少なくとも五年ごとに財政検証を実施することとしている。

長期的な年金給付水準を議論するときには、「モデル世帯」の年金額が現役男子の平均手取り収入額の何パーセントを占めるかを表す所得代替率という指標が使われる（上表）。ここでいう「モデル世帯」とは、「四〇年間厚生年金に加入し、現役時代に平均的な収入を得た夫と四〇年間専業主婦の妻」の世帯をいう。

所得代替率については、一定の生活水準を維持するために、五〇％を上回る年金の給付水準を将来にわたって確保することが二〇〇四年改正法附則で規定されている。

進み始めたマクロ経済スライド調整

二〇〇四年度の財政検証では、当時の所得代替率五九・三％を一九年間かけて五〇・二％に引き下げる見通しを立てていた。しかし、実際は見通しとは裏腹に、二〇一四年度には六二・七％へ引き上がってしまった。二〇〇四年以降、デフレが続いたために、毎年行われるはずのマクロ経済スライドが発動されず、結果として、現役労働者の賃金水準は下がっても年金水準が据え置かれたことによるものである。

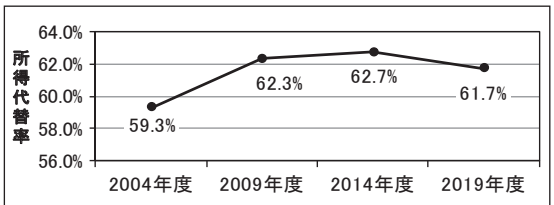
図表2 所得代替率の現行と将来的な見通し

経済前提	標準的な厚生年金の所得代替率			経済成長率 (実質)2020年～30年
	2019年度	2024年度	給付水準調整後	
ケースⅠ	61.7% (基礎:36.4% 比例:25.3%)	60.9%	51.9% (基礎 26.7% (2046年度) 比例 25.3% (調整なし))	0.9%
ケースⅡ		60.6%	51.6% (基礎 26.6% (2046年度) 比例 25.0% (2023年度))	0.6%
ケースⅢ		60.2%	50.8% (基礎 26.2% (2047年度) 比例 24.6% (2025年度))	0.4%
ケースⅣ		60.1%	46.5% (基礎 23.4% (2053年度) 比例 23.1% (2030年度))	0.2%
ケースⅤ		60.1%	44.5% (基礎 21.9% (2058年度) 比例 22.6% (2032年度))	0.0%
ケースⅥ		60.0%	36%～38%	▲0.5%

(注) ケースⅣ・Ⅴの所得代替率は機械的に水準調整を進めた場合のもの。ケースⅥでは機械的に給付水準調整を進めると2052年度に国民年金の積立金がなくなり完全賦課方式に移行する。また、表中の「基礎」は基礎年金、「比例」は報酬比例年金を表す。
() 内は給付水準調整の終了年度。
出所：厚生労働資料より地公退作成

年金の所得代替率の見通しをみると、例えばケースⅢでは、二〇一九年度は三六・四％であるものが水準調整後の二〇四七年度に二六・二％まで下がってしまう。このままでは、将来、基礎年金のみの受給者の低年金が深刻化する可能性が高い。低年金対策を始めたとする安心・安定の給付水準の確保にむけて不断の改革努力が求められている。

図表1 所得代替率の推移



(注) 被用者年金一元化により、比較的賃金の高い共済組合の組合員が厚生年金の被保険者となったため、2014年度以降の所得代替率はそれ以前と比較して見かけ上少し低下している。

経済成長・労働参加が進めば、所得代替率五〇％を確保

今回の財政検証は、六つの経済前提に基づくケースについて、行われている（図表2）。経済成長と労働参加が概ね順調に進むケースⅠ、ケースⅡ及びケースⅢについては、所得代替率五〇％を維持できる見通しとなっている。しかし、経済成長率がより低く、労働参加もそれほど進まないケースⅣ、ケースⅤ及びケースⅥでは、年金財政の収支が均衡する以前に、所得代替率が五〇％を下回る結果となっている。

次期の財政検証までに所得代替率が五〇％を下回ると見込まれるときは、マクロ経済スライドによる水準調整（引き下げ）を終了し、所要の措置を講ずることが法令で定められている。図表2からわかるように、二〇二四年度の所得代替率の見通しは六〇・〇％～六〇・九％からとなっており、すべてのケースで五〇％を上回っているため、所要の措置を講じる必要はないこととなる。

前回の二〇一四年の財政検証結果と比較して、ほぼ同様の年金財政状況であり、年金財政の健全性という点からみると大きな変化はない。しかし、基礎

被用者保険の適用拡大、保険料拠出期間の延長などで年金水準の改善を

財政検証とあわせて、年金制度の課題の検討に役立てる目的でオプション試算が行われ、その結果が報告されている。現在、改革議論が進められているが、オプション試算の結果は、被用者保険の適用拡大、保険料拠出期間の延長等を進めることによって、年金給付水準の上昇に寄与するものが多いことが明らかとなっている。

被用者保険の更なる適用拡大

長らく週労働時間三〇時間以上を年金・医療の被用者保険の加入要件としてきたが、二〇一六年一〇月から、月収八・八万円以上、週労働時間二〇時間以上の短時間労働者を対象として、被用者保険の適用拡大が進められてきた。しかし、企業規模を五〇一人以上と限定したため、適用対象者は四〇万人に留まっている。

ケース別 <経済成長率>	現行の仕組み	オプション試算の結果					
		①約125万人に拡大した場合		②約325万人に拡大した場合		③約1050万人に拡大した場合	
	所得代替率A	所得代替率B	増減B-A	所得代替率C	増減C-A	所得代替率D	増減D-A
ケースⅠ<0.9%>	51.9% (2046)	52.4% (2045)	+0.5%	52.8% (2045)	+0.9%	56.2% (2039)	+4.3%
ケースⅢ<0.4%>	50.8% (2047)	51.4% (2046)	+0.5%	51.9% (2045)	+1.1%	55.7% (2039)	+4.8%
ケースⅤ<▲0.5%>	44.5% (2058)	45.0% (2057)	+0.4%	45.4% (2056)	+0.8%	49.0% (2047)	+4.5%

注：（）内は給付水準調整の終了年度。①は、企業規模要件を廃止し、週20時間以上、月8.8万円以上の労働者（125万人）に適用拡大した場合、②賃金要件、企業規模要件を廃止（325万人ベース）した場合対象外となる者を除いて、週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大、③一定以上の収入（月5.8万円以上）のある（1,050万人ベース）、全ての雇用者に適用拡大した場合。

出所：厚生労働省資料をもとに、地公退作成

オプション試算では、企業規模要件と賃金要件を見直すことによって、一二五万人、三二五万人、一〇五〇万人に適用拡大する三つのケースを試算している。中でも、**図表3**の③の月収五・八万円以上のすべての短時間労働者（一〇五〇万人）を対象にした場合、**ケースⅠ・Ⅲ・Ⅴ**とも**四％台**の所得代替率の大きな引き上げ効果が見られた。

基礎年金の保険料拠出期間の延長

現在、基礎年金への加入可能な期間は、二〇歳から六〇歳までの四〇年間となっている。これを六五歳までの四五年間に延長した場合のオプション試算が**図表4**の④である。ケースⅠ・Ⅲ・Ⅴとも六％台の所得代替率の大きな引き上げ効果が見られた。しかし、基礎年金の保険料拠出期間の延長については、基礎年金給付財源の二分の一が国庫負担となっていることから、金庫番の財務省が難色を示している。

在職老齢年金制度の見直し

六〇歳以降に仕事をしながら厚生年金を受給する際、賃金と年金額の合計が一定額以上を超えると、年金額の一部または全部が支給停止される場合があるというのが在職老齢年金制度である。

六五歳では、賃金と年金額の合計が月額四七万円を超えた場合に年金額の一部または全部が支給停止されるが、これを廃止した時のオプション試算が**図表**

4の⑤である。
在職老齢年金制度の見直しは、高齢者の就労を促進することがねらいだが、所得代替率を**▲〇・四％**程度引き下げることとなる。

厚生年金の加入年齢の上限を七五歳に引き上げ

国民年金への加入は二〇歳から六〇歳に達するまでで、加入期間是最長四〇年となっている。厚生年金の加入については、下限年齢はないが、上限年齢は原則七〇歳となっている。この上限七〇歳を七五歳に引き上げた場合のオプション試算が**図表4**の⑥で、所得代替率を〇・三％程度引き上げる効果がある。

七五歳へ加入上限の引き上げと繰下げ受給を組み合わせる

さらに六〇歳を過ぎても年金受給を選択せずに七五歳まで働いて、七五歳からはじめて年金を受給した場合のオプション試算が**図表4**の⑦である。所得代替率を四〇％程度引き上げる大きな効果が認められた。

現在、国民年金並びに厚生年金は原則六五歳から受給できる。しかし、本人が選択すれば、六〇歳から七〇歳の間で受給することが可能である。その際、年金の受給を六五歳ではなく、六六〜七〇歳で受け取るいわゆる「繰下げ受給」を選択した場合は、受け取ることでできる年金額が一カ月につき〇・七％アップする。七〇歳まで繰下げた場合、年金額が最高で四二％引き上がることになる（**図表5**）。オプション試算の⑦は、この繰下げ効果によるものといえる。

繰下げ受給は、年金水準の引き上げに大きな効果をもたらすが、現状では実際の利用者は少なく、国民年金並びに厚生年金の受給権者のうちの一％程度にすぎない。繰下げ受給の利用拡大は、年金受給額の引き上げという点で受給者本人にもメリットが大きい。が、年金制度の支え手を増やすという側面からも、年金制度の安定に資する効果も大きい。

退職者連合に結集し、安心・安定の公的年金制度の確立を

財政検証並びにオプション試算の結果をもとに、今後年金制度改革の議論が年末にむかつて加速することになる。

主要な課題の一つは、被用者保険の適用拡大で、五〇一人以上という企業規模要件の廃止・縮小と、労働時間・月収要件の緩和について、なんとしても前進させなければならない。とりわけ、就職氷河期に遭遇し、やむなく短時間労働に従事してきた団塊ジュニア世代の老後の貧困を防止するために、適用拡大は喫緊の課題である。

二つ目は、財務省が抵抗している基礎年金の保険料拠出期間の延長だ。六〇〜六五歳の間に就労した場合に、払い込んだ厚生保険料には基礎年金部分が含まれているが、これが給付に反映されていない現状は理不尽である。政府の責任で財源を確保し、保険料拠出期間を少なくとも四五年に延長する道筋を明らかにすべきだ。

三つ目は、在職老齢年金の見直しで、在職老齢年金制度によって減額された年金額が繰下げ調整時に反映されない等の問題があり、制度のあり方の検討が必要だ。

四つ目は、厚生年金の加入年齢の上限を七五歳に引き上げることだ。選択肢を広げる観点から、本人が選択した場合、七〇歳を超えた後も厚生年金に継続して加入し、継続して加入した分が年金額に反映されるようにすべきである。

今後、地公退は、安心・安定の公的年金制度の確立にむけて、退職者連合に結集して取り組みを強めていく。

図表 4 保険料の拠出期間を延長した場合等の年金水準への影響

ケース別 <経済成長率>	現行の仕組み	オプション試算の結果							
		④基礎年金の拠出期間を現行の40年(20〜65歳)から45年(20〜65歳)に延長した場合	⑤65歳以上の在職老齢年金制度(高在労)を廃止した場合	⑥厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳を75歳に引き上げた場合	⑦75歳まで働いて、75歳から繰下げ受給した場合【55年(20〜75歳)】				
	所得代替率A	所得代替率B	増減B-A	所得代替率C	増減C-A	所得代替率D	増減D-A	所得代替率E	増減E-A
ケースⅠ<0.9%>	51.9% (2046)	58.8% (2045)	+6.9%	51.6% (2046)	▲0.3%	51.9% (2046)	※	97.3%	+45.4%
ケースⅢ<0.4%>	50.8% (2047)	57.6% (2046)	+6.8%	50.4% (2047)	▲0.4%	51.1% (2047)	+0.3%	95.2%	+44.4%
ケースⅤ<▲0.5%>	44.5% (2058)	51.0% (2055)	+6.4%	44.2% (2058)	▲0.4%	44.8% (2058)	+0.2%	83.5%	+39.0%

(※) ケースⅠは報酬比例部分の調整がないため、報酬比例分の財政改善効果のある制度改革の影響が所得代替率に表れない。

注：（）内は給付水準調整の終了年度。

出所：厚生労働省資料をもとに、地公退作成